

令和元年6月10日

独立行政法人農畜産業振興機構
野菜振興部 契約取引推進課

令和元年度契約野菜収入確保 モデル事業に応募される皆様へ

※ 令和元年度は事業の事務手続きの手順等が変わりますので、必ず、本書及び契約野菜収入確保モデル事業実施要領（平成23年3月31日付け22生産第10948号農林水産省生産局長通知）及び契約野菜収入確保モデル事業補助実施要領（平成23年4月1日付け22農畜機第5298号）等をご確認ください。

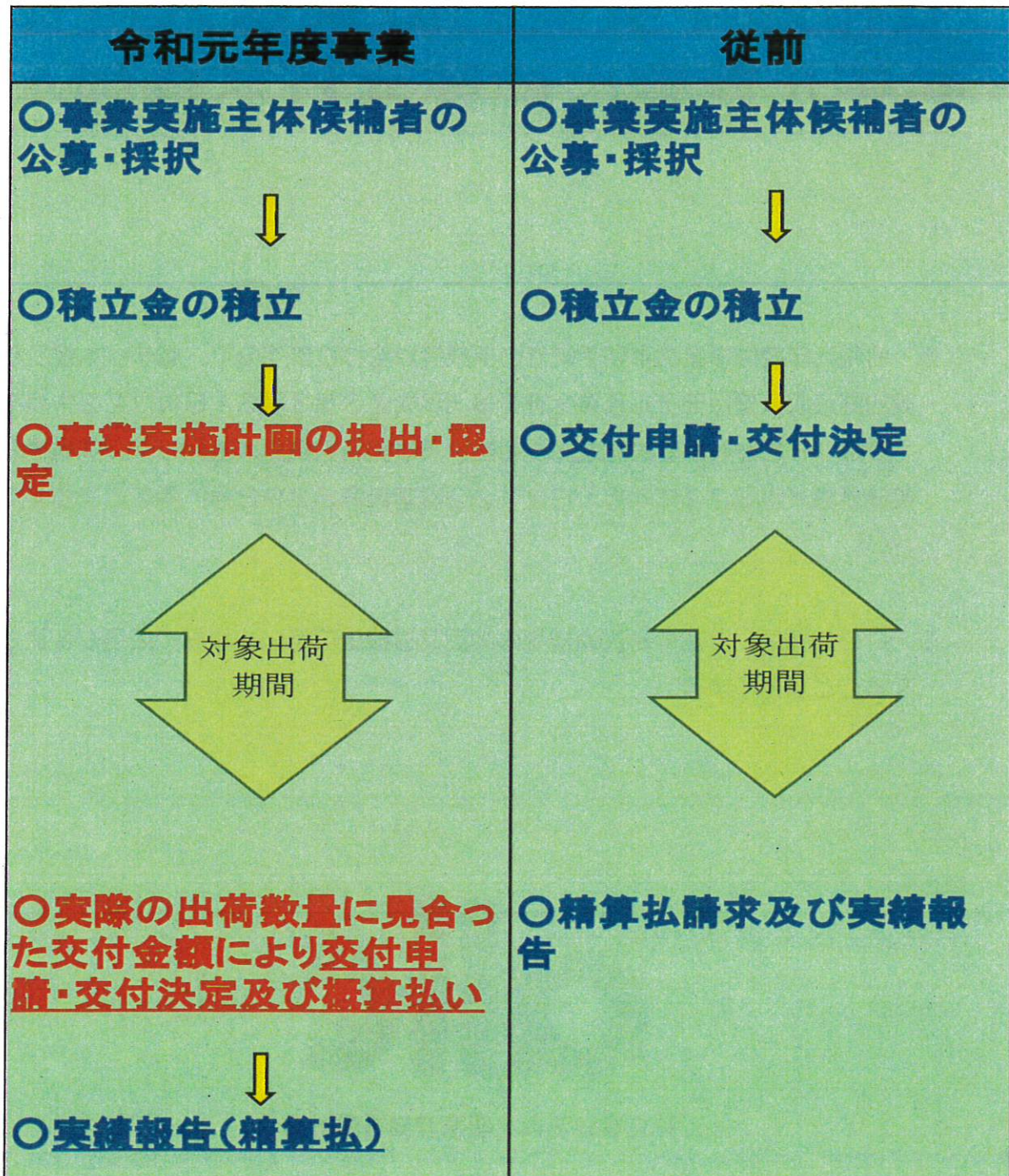
※ この公募は、上記の局長通知等の制定又は改正に伴い、事業の内容が変更となることがあります。



独立行政法人 農畜産業振興機構

○ 事務手続き内容と手順が変わります。

限られた予算の中で、より多くの方々が本事業に参加できるようにするため、従前、採択額見合い(=資金造成額見合い)の額で交付決定していたものを、実際の出荷数量に見合った交付金額により交付申請し、交付決定するよう、以下の事務手続きが変わります。



○ 事業実施計画の提出が必要となります。

従前は対象出荷期間前には、交付申請書を提出していただいていたが、これに替わって令和元年度事業は、事業実施計画を提出して、機構の認定を受ける必要がありますのでご注意ください。

○ 交付決定の際に概算払いで交付金を交付します。

対象出荷期間終了後、実際の出荷数量に見合った交付金額を交付申請し、交付決定するとともに交付金を交付します。

その後、収入減少等を補うために積立金を取り崩して、その結果を実績報告していただきます。

※ただし、対象出荷期間の終了月が1月から3月の場合は、3月20日までに交付申請の上、交付決定を行い、収入減少等を補うための積立金を取り崩した場合に、実績報告と併せて交付金の精算払い申請を行うことで、交付金を交付します。

○ 積立金は、対象出荷期間終了後、交付決定時まで確保し、その後の補填について実績報告をします。

本事業の事業内容は、天候その他やむを得ない事由による収入の減少、又は、同一の野菜の確保に要した費用の一部を積立金により補う場合に、機構が交付金を交付するものです。

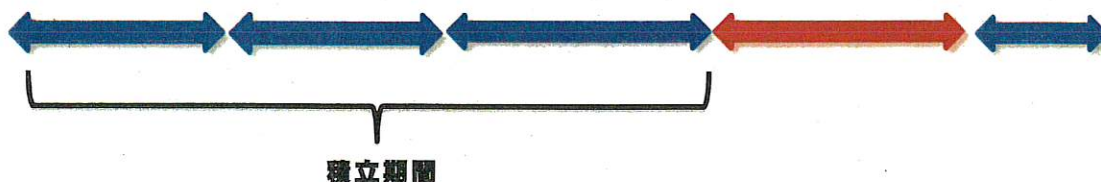
このため、積立金は、事業実施計画の決定時から対象出荷期間が終了し、交付決定が行われるまでの間、確保しておく必要があります。

その後、収入減少等による経営への影響を緩和するために、積立金により補填していただき、実績報告していただきます。

※「積立金による補填」については、積立金を取り崩して取引口座等へ振替や、区分経理の状況等が分かる通帳の写しや書類を、実績報告の際に提出していただきます。

【積立期間のイメージ】

事業実施計画既定 対象出荷期間 交付決定・振替払 積立金による補填 実績報告



○ 公募時期により、事業の対象区分が異なります。

従前は、例えば第1回公募において、すべての対象出荷期間について応募できましたが、これでは、その後の公募は、予算がより限られることとなり、不公平な面がありました。

このため、令和元年度は、公募を2回に分けて行い、第1回公募と第2回公募の事業の対象区分(対象品目、対象出荷期間)を区分して行います。

■ 第1回公募期間

平成31年1月21日 ~ 平成31年2月22日正午

※対象区分は局長通知別表1、別表2及び別表3のうち対象出荷期間が10月までに開始される申込区分

■ 第2回公募期間

令和元年7月22日 ~ 令和元年8月26日正午

※対象区分は局長通知別表1、別表2及び別表3のうち対象出荷期間が11月から開始される申込区分

○ 補助限度額が拡充されます。

事業実施主体のニーズを踏まえて、申込区分毎の補助限度額が以下のとおり、拡充されます。

【申込区分毎の補助限度額】

	(従前)		(令和元年度)
生産者	500万円以内	→	750万円以内
生産者団体・中間事業者	1,000万円以内	→	1,500万円以内

○ 3タイプのニーズに応じた採択となるよう公募枠を見直します。

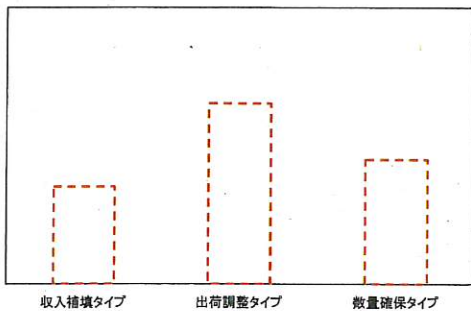
従前は、あらかじめ、3タイプ毎に応募枠を決め、応募枠が不足したタイプは、応募枠が余ったタイプがあれば、その余剰分を融通していたため、ニーズの高いタイプほど不採択になる可能性が高いものとなっていました。

令和元年度は、3タイプの応募額の合計額が応募枠を超えた場合、3タイプ毎の応募実績額の割合に応じて3タイプ毎の応募枠を設定することで、よりニーズの高いタイプがより多く採択できるようにしました。

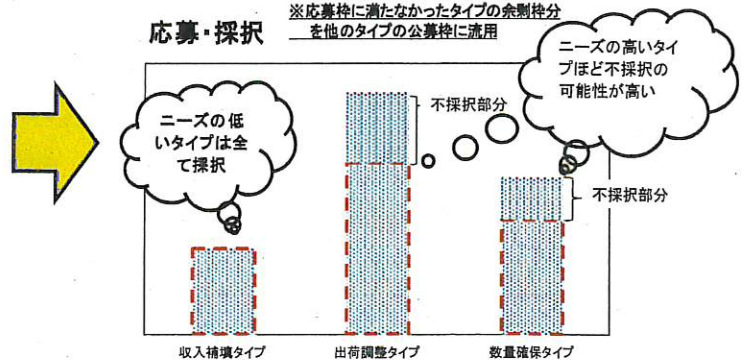
なお、応募枠を超過した場合は採択ポイントの上位者から順次採択します。

【従前】

応募枠 ※事前にはタイプ毎の予算枠を設定。

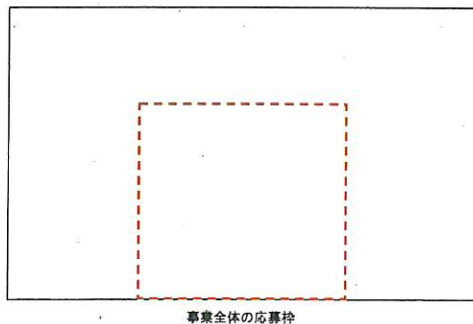


応募・採択 ※応募枠に満たなかったタイプの余剰枠分を他のタイプの公募枠に流用

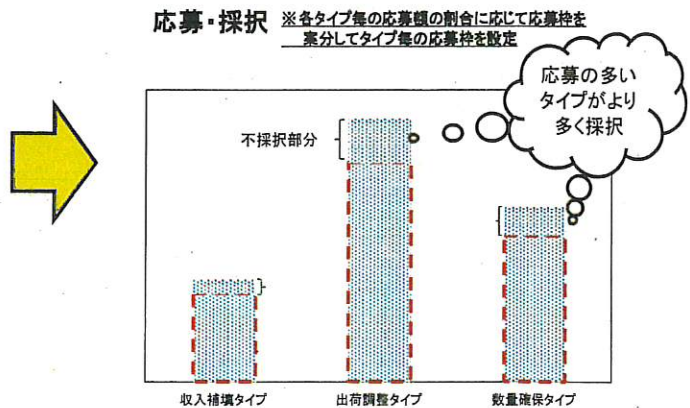


【令和元年度】

応募枠 ※事前にはタイプ毎の応募枠は設けない。



応募・採択 ※各タイプ毎の応募額の割合に応じて応募枠を案分してタイプ毎の応募枠を設定



【お問合せ先】

独立行政法人 農畜産業振興機構 野菜振興部 契約取引推進課

住 所 : 〒106-8635

東京都港区麻布台2丁目2番1号 麻布台ビル

電 話 : 03-3583-9819

FAX : 03-3583-9484

URL : <http://www.alic.go.jp/vegetable>